

議案第 17 号

墨田区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区民住宅条例の一部を改正する条例

墨田区民住宅条例（平成 6 年墨田区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「東京都知事」を「区長」に改める。

第 9 条第 3 項第 1 号中「又は」を「、又は」に改める。

第 15 条第 1 項中「及び」を「、及び」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第 20 条中「講じる」を「講ずる」に改める。

第 23 条第 2 項及び第 29 条第 1 項第 3 号中「き損」を「毀損」に改める。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正により、賃貸住宅の建設及び管理に関する計画の認定を行う権限が都知事から区長へ移譲されること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。